

独立行政法人大学評価・学位授与機構職員永年勤続者表彰規則

平成16年4月1日

規則第60号

最終改正 平成19年3月12日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第43条第1項第4号の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）における職員の永年勤続の表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(永年勤続表彰)

第2条 機構長は、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者について、表彰を行うことができる。ただし、表彰の日において独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の就業に関する規則（平成16年規則第39号）第2条に該当する教授、准教授及び助教の職にある者は対象としない。

- 一 勤労感謝の日において、機構の職員として引き続き在職した期間（以下「勤続期間」という。）が20年以上である者
 - 二 退職の日において、次のいずれかに該当する者
 - イ 勤続期間が20年以上であって、前号に該当する者として表彰されていない者
 - ロ 勤続期間が30年以上である者
 - 三 退職の日において、前号ロに掲げる者と同等程度の勤続期間を有し、表彰するに足りると認められる者
- 2 前項第2号に掲げる表彰は、次の各号に該当する退職をする場合に行う。
- 一 就業規則第19条第1号の規定により退職をする場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - イ 機構長の命により、国の機関、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び他の独立行政法人又はこれらに準ずる機関（以下「国等の機関」という。）の職員となるため退職した場合
 - ロ 就業規則第45条第1項第5号の規定により退職届の提出を勧告され、退職届を提出した場合
 - ハ 就業規則第45条第1項第3号により出勤停止又は同条第1項第4号の規定により停職とされた者が退職届を提出した場合
 - 二 就業規則第19条第2号の規定により定年退職する場合
 - 三 死亡した場合

(表彰の回数)

第3条 表彰は、機構以外の機関において実施した同等の表彰を含め、一人の職員について1回とする。ただし、前条第1項第1号に該当して表彰された職員が同条第2項ロ及

び第3号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

(表彰の日)

第4条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- 一 第2条第1項第1号に該当する者 勤労感謝の日
- 二 第2条第1項第2号及び第3号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第5条 勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。

- 2 職員が、国等の機関から引き続いて機構の常勤の職員となった場合における当該職員の国等の機関の常勤職員として引き続き在職した期間は、機構職員としての在職した期間に通算することができる。

(除算期間)

第6条 次の各号に掲げる期間は、勤続期間から除算する。

- 一 就業規則第14条の規定による休職（業務上の傷病、通勤による傷病による休職を除く。）の期間
- 二 就業規則第45条第1項第3号又は第4号の規定による出勤停止又は停職の期間
- 三 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の育児休業等に関する規則（平成16年規則第58号）により育児休業をした期間
- 四 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の介護休業等に関する規則（平成16年規則第59号）により介護休業をした期間
- 五 国等の機関の職員としての在職期間中の休職期間（第1号の括弧内に定める事由に相当する休職の期間を除く。）
- 六 国等の機関の職員としての在職期間中の懲戒処分により減給、出勤停止又は停職された期間

(雑則)

第7条 この規則で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）附則第3条の規定により機構職員となった者の国家公務員等としての職員として引き続く在職期間についても、規則第5条に定める勤続期間の計算により算入する。

附 則（平成19年3月12日）
この規則は平成19年4月1日から施行する。